

原議保存期間	30年（令和37年3月31日まで）
有効期間	一種（令和37年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
（参考送付先）
各管区警察局長広域調整担当部長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 3 9 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

運転免許証の色分け等による区分について（通達）

運転免許証の色分け等による区分については、「運転免許証の色分け等による区分及び運転免許証の色分け等による区分について」（平成26年3月24日付け警察庁丁運発第30号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止とする。

記

1 運転免許証の色分け等による区分

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第95条の6第1項の表の備考一のイ（5）ロに規定する優良運転者に係る運転免許証（以下「免許証」という。）に「優良運転者」である旨を記載するとともに、免許証の有効期間欄の色を「優良運転者用」、「新規免許取得者用」及び「その他の運転者」の三種類に色分けして区分すること。

(1) 免許証の色分けの趣旨

ア 「優良運転者用」の区分

法に規定する優良運転者は、いわゆる模範的な運転者として奨励すべきものであるので、その本人の自覚を促すとともに、その他の運転者について、優良運転者を目標に安全運転に努めるよう導くため、免許証により一見して優良運転者として識別することができるように区分するものである。

なお、優良運転者には、更新日等における年齢に応じ、有効期間が3年又は4年の者が含まれる。

イ 「新規免許取得者用」の区分

新規免許取得者は、運転者として初めて交通社会に参加する者又はかつて運転者として交通社会に参加していたが、免許の効力を失い、その後改めて免許を取得した者であり、これらの者に対しては安全運転を励行させる必要があることから、免許証により一見して「新規免許取得者」として識別することができるよう区分する

ものである。

なお、新規免許取得者には、法第97条の2第1項第3号及び第5号の規定により運転免許試験の一部免除によって免許を取得する者並びに現に免許を有する者で新たに他の種類の免許を取得する者を含めないこととする。

(2) 免許証の色分け等による区分

免許証は、色分け等により次の三種類に区分する。

ア 優良運転者用免許証

免許証有効期間欄を金色（ゴールド）にするとともに、免許の条件等欄の一部に「優良」と、黒色文字で表示する。

イ 新規免許取得者用免許証

免許証有効期間欄を黄緑色（若草色）とする。

ウ その他の運転者の免許証

免許証有効期間欄を薄青色とする。

2 運転免許証の仕様等

免許証の仕様等は別に定められたとおりとすること。